

昭和46年12月1日 (No.173)

建設課
公害課

で、建築確認申請書を合議

総合的な県公害防止条例が10月1日付けで制定され施行規則も12月末までに制定される見込みです。

このなかで、騒音防止については権限が全面的に市へ委任され、また、水質の汚濁、悪臭防止も部分委任されると予測されます。そこで、事前対策の一環として、公害が予測される施設、建造物について審査し、事情等を聴取して、法の規制をうけるものは規定の届出をさせ、規制対象外のものでも公害発生がやぶまれるものは、規制されるものに準じて行政指導をすることにした。

この具体的方法として、建設課への建築確認申請の時点で建設課と公害課が、つぎのような合議をして対策の万全を期そうとするものです。

<合議の方法は>

- 1, 規制をうける建造物、施設については、所定の届出を建築確認申請書とともに提出させ、建設課の正式受理前に公害課が公害発生防止に関する指導をする。

- 2, 公害課はこれらの確認について処理内容を建設課へ連絡し、建設課は、この処理票にもとづいて条件の具備された確認申請書のみを正式に受理する。

合議の対象とする建造物又は施設として

- (1)騒音規制法の政令で定める施設を設置する工場又は事業所(金属加工機械、木材加工機械、原動機付印刷機械などの施設)
- (2)水質汚濁防止法の政令で定める施設を設置する工場、又は事業所(鉱業、水洗炭業、畜産食料品製造業、菓子、パンの製造業、製あん業の粗製あん沈殿槽などの施設)
- (3)大気汚染防止法の政令で定める施設を設置する工場、又は事業所(ボイラー、ガス発生炉、加熱炉、溶鉱炉、乾燥炉などの施設)
- 4, 特別清掃地域内に建造する畜舎
- 5, その他、工場、事業所とみなされる建造物全般
- 6, 商業施設、一般住宅のうち浄化槽を設置するもの

45年の42・33会

市へ広報車を寄贈

10月27日に昭和45年42会、33会の年祝の代表者、布袋屋裕造氏より火災予防活動に役立てて下さいと40万円のご寄附をいただきました。消防署ではこの寄附金をもとに、新しい広報車を購入しました。

消防署では早速11月11日からの秋季防火週間に広報活動を実施し、週間中は無火災で過ごすことが出来たと感謝しています。

これから街頭に出て「火の用心」を呼びかけ、火事のない明るい街にしようとはりきっています。



昭和46年度 特別会計9月末収支状況

予算額	執行額	執行率
歳入合計 649,349	収入済額 315,512	48.6

予算額	執行額	執行率
歳出合計 649,349	支出済額 266,920	41.1

